

部落差別の克服をめざして

部落問題に関するカトリック教会の基本姿勢

日本カトリック司教協議会
社会司教委員会

キリストにおける兄弟姉妹の皆さん、
そして、差別の問題に関心をもっておられるすべての皆さんへ、
部落差別の克服をめざして、このメッセージをおくります。

はじめに

1 差別され圧迫されているマイノリティー・グループが、わたしたちの生きているこの世界にいまなお存在していることは、非常に嘆かわしいことです。先にローマ教皇ヨハネ・パウロ二世は、平和のメッセージ『マイノリティーの尊重なしに平和はない』を発表し、平和の実現のためにはマイノリティーの権利を尊重することがぜひとも必要であることを強く訴えました(註)。

日本にも、差別を受けているさまざまなマイノリティー・グループが存在しており、その存在自体がそのまま、わたしたちの良心に向けられた切実な訴えとなっています。特に、わが国の文化・歴史に深く根を下ろした部落差別の存在、そして、結婚、就職などにおいて受ける差別に対する被差別部落の人々の叫びは、わたしたち日本におけ

るカトリック教会に対する鋭い問いかけとして、日々わたしたちの心に迫り、わたしたちの魂を揺り動かしています。

わたしたちの良心は、差別は悪であり、人間として決してゆるされることではないということをおわたしたちに告げています。また、聖書は明白に、差別は罪であると告げています。たとえば使徒ヤコブは言っています。

「わたしの兄弟たち、栄光に満ちた、わたしたちの主イエス・キリストを信じながら、人を分け隔てしてはなりません。あなたがたの集まりに、金の指輪をはめた立派な身なりの人が入って来、また、汚らしい服装の貧しい人も入って来るとします。その立派な身なりの人に特別に目を留めて、『あなたは、こちらの席にお掛けください』と言い、貧しい人には、『あなたは、そこに立っているか、わたしの足もとに座るかしていなさい』と言うなら、あなたがたは、自分たちの中で差別をし、誤った考えに基づいて判断を下したことになるのではありませんか」(ヤコブ2・1-4)。

日本カトリック司教協議会の社会司教委員会は、日本のカトリック教会を代表して、この度、部落問題に関するカトリック教会の基本的な見解と姿勢、そして決意を表明することとなりました。どうか皆さんのご理解とご協力を切にお願いいたします(註2)。

わたしたちの中に差別がある

2 現代日本社会にはさまざまな差別が存在していますが、その中でも部落差別は、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分構造に基づく」、非常に深刻で根深い、日本の社会に固有の差別であります(註3)。今日に至るまで、部落差別解決へのさまざまな努力が重ねられてきました。それにもかかわらず依然として、現在の日本社会においても結婚、就職、教育などにおける部落差別が厳存しています。そればかりでなく、本来差別があってはならないわたしたちの教会の中にも部落差別が存在していることを、わたしたちは深刻な事実として受け止めなければなりません(註4)。

差別は克服されなければならない

3 いかなる差別も神のみ心にかなうものではないということは、カトリック教会が今日まで伝えてきた普遍の教えです。第二バチカン公会議は次のように言っています。

「すべての人は神の像としてつくられ、同じ本性と同じ根源をもち、キリストによってあがなわれ、神から同じ召命と目的を与えられている。したがって、すべての

人が基本的に平等であることについての承認は、ますます強められなければならない。……基本的人権に関するいかなる差別待遇も、それが社会的差別であろうと、文化的差別であろうと、あるいは性別、人種、皮膚の色、地位、言語、宗教に基づくものであろうと、それは神の意図に反するものであるから、すべて克服すべきであり、排除すべきである」(『現代世界憲章』29)。

わたしたち日本のカトリック教会は、一九八七年に開かれた第一回福音宣教推進全国会議において、「弱い立場におかれた人々とともに歩む」ことこそ、わたしたち教会の基本姿勢であることを確認しました。なぜなら、この姿勢こそ、教会の創立者イエス・キリストの生き方であり、キリストの最も基本的な教えであるからです(註5)。

教会は部落差別の克服と解決のために努めなければならない

4 すでに日本カトリック司教団は一九八四年、日本カトリック部落問題委員会を設置し、今日まで部落差別の問題に取り組んでまいりました。この度わたしたちは決意を新たにし、この取り組みをさらに発展させることを望んで全国の兄弟姉妹の皆さん

に訴えます。

わたしたち日本におけるカトリック教会に属する一人ひとりには、それぞれその立場と状況に応じ、部落差別の克服と解決のために努力しなければなりません。

わたしたちがまずなすべきことは、自らの中にある差別を克服するということです。そのためにはまずわたしたち自身が、教会内に存在する差別、自らおかしている差別の事実気づかなければなりません。わたしたち教会自身が社会の差別の影響を受けていることを率直に認めるべきです。それは、教会共同体自体が回心すること、を意味します。言い換えれば、わたしたちが、教会としてのあり方——組織、制度、習慣、典礼、祭儀、信仰教育等を見直し刷新していくということです。日々回心を新たにし、自らを差別から解放する過程を歩むことによって、教会は、日本社会の中で、いわばパン種として、社会のあり方をより福音の精神にかなったものに変え、また、部落差別の解決のためによりよい貢献をすることができると信じます(註6)。

5 教会共同体が回心するために、わたしたちはいま具体的に何をすることができ
でしょうか。

まず、差別克服と解決のために祈ることが大切です。また、その実現のため皆で力
を合わせていかなければなりません。そこで次の点につきまして、皆さんのご理解と
ご協力を切にお願いいたします。

(1) 各教区においてはできるだけ速やかに、具体的に部落問題をあつかう機関（たと
えば「部落問題委員会」）を設置するよう努力します。

(2) 各修道会、宣教会にも同様の機関の設置を要望します。

(3) カトリック学校に対しては部落差別をはじめとする差別問題をあつかう人権教育
のカリキュラムを確立するよう要望します。

以上の課題を実現するためには多くの方々の努力と忍耐、理解と協力を必要としま
す。日本カトリック部落問題委員会は、日本各地におけるカトリック信者の部落差別
克服と解決のための努力を支援することを目的として設立された、部落問題について
の司教団の専門機関です。同委員会は今後、各教区、修道会、宣教会、カトリック

学校等における部落問題への取り組みのよき相談相手となり、必要有益な情報と援助を提供いたしますのでどうかご活用ください(註7)。

キリストにおける兄弟姉妹の皆さん、

「あなたがたは自由を得るために召し出されたのです」(ガラテヤ5・13)。
自由とはまずわたしたち自身が差別することから解放されることです。

わたしたちに真の自由を与えてくださる、主イエス・キリストの恵み、神の愛、聖霊の交わりが皆さんとともにありますように。アーメン。

一九九二年九月十八日

日本カトリック司教協議会
社会司教委員会

- (1) 一九八九年世界平和の日(元旦)の教皇メッセージ。『ともにだれと…』(上・下、カトリック中央協議会発行)の上、63―77ページに収録。
- (2) 社会司教委員会は、日本のカトリック教会の司教たちで構成する日本カトリック司教協議会の中で、社会問題を担当する司教委員会である。
- (3) 『同和对策審議会答申』(一九六五年)で次のように述べられている。部落差別は、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分制度に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」(第一部の一)であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」(前文)。
- (4) 一九九〇年に大阪教区で行われた教会内の部落問題に関する意識調査の報告書『部落問題とカトリック』(大阪教区カトリック部落問題を考える会、編集)

は、教会内には、一般社会と何ら変わることはない差別体質が存在していることを示している。資料のお問い合わせは、日本カトリック部落問題委員会へ（〒六〇四京都市中京区河原町通り三条上ル カトリック会館五階 電話〇七五―二二三―二二九一）。

(5) 日本カトリック司教団教書『ともに喜びをもって生きよう』（一九八七年、カトリック中央協議会発行、3―10ページ、特に4―6ページ）参照。

(6) 第二回福音宣教推進全国会議課題「家庭の現実から福音宣教のあり方を探る」発表に際しての司教団メッセージ（『カトリック新聞』一九九二年七月十九日号）参照。

(7) 日本カトリック部落問題委員会は、社会司教委員会のもとでカトリック教会として部落差別の問題に取り組んでいる。

事前に当協議会事務局に連絡することを条件に、通常の印刷物を読めない、視覚障害者その他の人のために、録音または拡大による複製を許諾する。ただし、営利を目的とするものは除く。なお、点字による複製は著作権法第37条第1項により、いっさい自由である。

部落差別の克服をめざして
部落問題に関するカトリック教会の基本姿勢

1992年10月25日 第1刷発行 定価50円(本体49円)

1994年11月1日 第2刷発行

日本カトリック司教協議会社会司教委員会

発行 カトリック中央協議会
東京都江東区潮見2-10-10
日本カトリック会館内
〒135 ☎03-5632-4411
